

玄海町における人事行政の運営等の状況を公表します

玄海町における職員の給与や勤務条件など、人事行政の運営などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 新規採用の状況 (2) 退職の状況

区分	試験	選考	区分	定年退職	勸奨退職	その他				合計
						普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	
事務職	5	5								
保健士	0	1	一般行政職	3	5	1	0	0	0	0
保育士	0	5	技能労務職	2	0	0	0	0	0	0
合計	5	11								

平成19年度退職者数

平成20年度採用者数

(3) 職員数の状況

各年4月1日現在

所属名	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成18年	平成19年		
統括監	0	2	2	政策統括監、管理統括監を新設
議会事務局	3	3		
総務課	12	9	△3	財政部門の移行による減
会計室	2	3	1	会計管理者の新設
値賀出張所	2	2		
財政企画課	7	9	2	財政部門の移行による増
税務課	7	7		
保健介護課	15	14	△1	福祉部門の移行による減
保育所	23	29	6	玄海園からの異動による増
住民福祉課	6	8	2	福祉部門の移行による増
農業委員会	2	3	1	単独で局長を配置したことによる増
産業振興課	12	10	△2	工務部門の移行による減
まちづくり課	11	15	4	工務部門の移行による増
学校教育課	6	9	3	玄海園からの異動による増
社会教育課	5	8	3	高校総体事務のため増
給食センター	4	7	3	玄海園からの異動による増
玄海園	24	0	△24	指定管理者制度導入による減
下水道課	6	0	△6	水道課と統合による減
生活環境課	4	10	6	水道課と下水道課の統合による増
計	151	148	△3	

(注) 特別職員は含みません。

(4) 一般行政職員の級別職員数の状況(全会計)

平成19年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務の内容	主事補 技師補	主事 技師	主査	係長	課長	会計管理者 統括監 課長	
職員数	12人	19人	35人	38人	7人	9人	120人
構成比	10.0%	15.8%	29.2%	31.7%	5.8%	7.5%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 技能労務職員の級別職員数の状況(全会計)

平成19年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	合計
職種	業務員、調理員、用務員など				
職員数	0人	9人	19人	0人	28人
構成比	0.0%	32.1%	67.9%	0.0%	100.0%

2 職員給与の状況

(1) 給与費の状況(平成19年度の全会計に計上している給与費にかかる予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
19年度	148人	千円 540,432	千円 61,660	千円 212,183	千円 814,275	千円 5,465

(注) 1. 会計の種類は、一般会計及び特別会針(国民健康保険、老人保健、下水道事業、介護保険、上水道事業)合わせて7つの会計があります。
2. 特別職員の給与費は含みません。

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

平成19年4月1日現在

区分	一般行政職員				技能労務職員			
	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
全会計	120人	326,664円	369,048円	43.7歳	28人	260,018円	275,281円	46.3歳

(注) 技能労務職員とは、業務員、調理員、学校用務員などをいいます。

(3) 職員手当の状況

手当の種類	内 容	
扶 養 手 当	配偶者 子供等 特定期間の加算	13,000円 6,500円 5,000円(※1)
住 居 手 当	借家・借間 自宅	27,000円以下(家賃額に応じて) 2,500円(新築又は購入の日から5年を経過していないもの)
通 勤 手 当	通勤距離に応じて、2,000円～24,500円の範囲内の額	
管 理 職 手 当	会計管理者、統括監 62,300円、課長級(6級) 51,900円、(5級) 49,600円	
期末、勤勉手当	6月期 12月期 合計(平成19年度支給実績) 期末 1.40月分 1.60月分 3.00月分 勤勉 0.725月分 0.775月分 1.50月分	
退 職 手 当	勤続20年 勤続25年 勤続35年 普通 23.5月分 33.5月分 47.5月分 定年等 30.55月分 41.34月分 59.28月分 その他の加算措置として、50歳以上の勸奨退職者には、2%～20%の加算があります。	

※1 特定期間の加算とは、扶養親族の子のうちに満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にあ
る子1人につき、加算する額です。

(4) 職員の初任給の状況

区 分	玄 海 町		国		
	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	
一般行政職員	大学卒	161,600円	178,800円	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円	140,100円	149,800円
技能労務職員	高校卒	135,600円	144,500円	135,600円	144,500円

(注) 大学卒の初任給の違いは、国(上級)と町(初級)の試験区分の違いによるものです。

(5) 特別職員の給料等の状況

	給 料		報 酬
町 長	760,000円	議 長	364,000円
副 町 長	622,000円	副 議 長	285,000円
教 育 長	527,000円	常任委員長 予算特別委員長	270,000円
		議 員	263,000円

期末手当(19年度)	
6月期	1.60月分
12月期	1.75月分
計	3.35月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	土曜日及び日曜日
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	週休日

※保育所では、これと異なる勤務形態があります。

(2) 職員の休暇の概要

区 分	内 容
年次休暇	1暦年ごとに20日付与し、前年付与分の20日を超えない範囲内の残日数を繰り越す。
病気休暇	90日を超えない範囲内で最小限必要と認める期間。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合。
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する期間(1暦年につき30日以内で無給とする)。
介護休暇	配偶者、父母、子などが負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合(期間は、6月以内で無給とする)。

年次休暇の状況(平成19年1月1日付与)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	1人当たり 平均使用日数
5,743日	1,173日	151人	7.77日

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。分限処分には、免職、退職及び降任があります。

一方、懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給及び戒告処分があります。

平成19年度は、懲戒処分として、減給1件の処分がありました。

5 職員の服務の状況

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に勤務以外のことに従事したり、注意力を職務以外のことにそらすことなく、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、事前に承認を得れば、職務に専念する義務を免除されます。条例に定める事由とは、

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他、職務に専念する義務の特例に関する規則に定める事項に該当する場合

平成19年度は、3件の承認がされました。

6 職員の研修の状況

区 分		受講者数	内 容
佐賀県自治修習所	一般研修	16人	市町職員管理者研修、市町職員監督者研修、市町職員第2部研修、市町職員第1部研修 新規採用職員研修、市町村アカデミー佐賀県自治研修会 市町職員研修（タイムマネジメント、問題解決力強化、政策形成） 佐賀県市町村職員海外研修
	実務研修	1人	市町財務事務研修
その他派遣研修		29人	パソコンスキルアップ研修、町村議会事務局職員セミナー 唐津玄海地区ブランド協議会トップセールス、政策法務研修 老人福祉施設等視察研修、固定資産税事務地方研修会 さわやかライフセミナー、働く人のためのメンタルヘルス講座 新入組合員研修会、唐津玄海地区農畜産物トップセールス 健康管理研修会、公営住宅管理研修会、社会保険委員研修会 安全運転管理者講習会、固定資産税事務地方研修会 NOMA行政管理講座、「人事評価の実践」研修

7 職員の福利厚生及び利益の保護等

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生として、地方公務員法に基づき、職員の元気回復その他厚生に関することを実施するために、職員互助会に1人当たり、4,000円の助成を行っております。この互助会は、職員の会費及び町の助成金などで運営されています。なお、職員の会費は、給料月額に1000分の5を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、佐賀県市町村職員共済組合に加入し、組合が短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（健康診断、人間ドック事業等）を行っています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務上の災害及び通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。平成19年度中に認定された事案はありませんでした。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、佐賀県人事委員会に対して、町の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

平成19年度中の措置要求は、ありませんでした。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、佐賀県人事委員会に不服の申立てをすることができます。

平成19年度中の不服申立ては、ありませんでした。